

# 申請の手引き

## 令和6年度北いわて企業経営DX化推進費補助金

### 目次

- 1 補助対象事業者
- 2 補助対象経費
- 3 申請から交付までの流れ
- 4 留意事項

### 1 補助対象事業者

補助金の交付対象となる事業者は、次に掲げる①～④の要件をすべて満たす事業者です。

① 中小企業等である ※1
② 北いわてに本社又は主たる事務所を置き、岩手県内で主たる事業活動を行っている ※2
③ 岩手県税に未納がない
④ 役員等が暴力団員ではない及び暴力団員と密接な関係を有する者ではない

#### ※1 中小企業等である

次の表の「資本金の額又は出資の総額」若しくは「常時使用する従業員数」のいずれかに該当する事業の範囲を指します。表中の中小企業者に該当する場合、特定非営利活動法人（NPO法人）及び社会福祉法人も対象となります。

	中小企業者 (以下のいずれかを満たす者)	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④以外）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

#### ※2 北いわてに本社又は主たる事務所を置き、岩手県内で主たる事業活動を行っている

北いわてとは、久慈市、二戸市、八幡平市、葛巻町、岩手町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町の13市町村を指します。

## 2 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる①～③の経費です。ただし、交付決定前に開始した事業（契約行為含む）は対象外となりますので、ご注意ください。

- ① DX 戦略の新規作成または見直しに係るコンサルティング費用（報償費、旅費、需用費、役務費及び委託料）
- ※ 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の実費相当額を補助対象経費として認めます。
- ※ 旅費のうち宿泊費の上限額は、1泊あたり9,800円とします。
- ② その他事業実施のために知事が必要と認める費用

## 3 申請から交付までの流れ

申請から補助金交付までの流れは、概ね次のとおりです。

事業者	県
<p><b>① 交付申請</b></p> <p>必要書類をそろえ、県に申請します</p>	
	<p><b>② 審査・交付決定通知の送付</b></p> <p>申請書類を確認し、問題がなければ交付決定通知を送付します</p>
<p><b>③ 事業開始</b></p> <p>交付決定通知の受領後、計画に基づき事業を実施します。交付決定通知の受領前に行った事業（契約行為を含む）は補助対象にはなりませんのでご注意ください。</p>	<p><b>(実施状況の確認)</b></p> <p>事業が適切に実施されているか確認するため、必要な報告を求め、事業所に立ち入り検査を行うことがあります。</p>
<p><b>(内容の変更、中止)</b></p> <p>内容を変更する場合や事業を中止する場合は、事前に県に申請します</p>	<p><b>(内容の変更承認、中止承認)</b></p> <p>申請書類を確認し、問題がなければ変更承認通知等を送付します。</p>
<p><b>④ 完了報告・請求書提出</b></p> <p>事業が終了したら、事業実績が分かる報告書とともに、請求書を県に提出します。</p> <p>報告書及び請求書は、事業終了後30日以内または令和7年3月14日のいずれか早い日までに提出してください。</p>	
	<p><b>⑤ 支払い</b></p> <p>報告書及び請求書を確認し、問題がなければ補助金を支払います</p>

#### 4 留意事項

- 申請時、完了時などに必要となる書類は、「様式集」の中に記載があります。様式集をよくご確認ください、必要な書類をそろえて提出ください。
- 交付決定前に、すでに行われている事業は補助対象となりません。本補助金を利用する場合、交付決定通知を受領した後にコンサルティング会社等と契約を行ってください。
- 本補助事業に係る経理書類は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間（2029年3月31日まで）保存してください。

#### 書類提出先・問い合わせ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県 ふるさと振興部 県北・沿岸振興室 県北振興担当

Tel: 019-629-5211 E-mail: AB0016@pref.iwate.jp

以上